## 中心市街地における商業集積の促進 ~固定資産税の軽減について~

中心市街地に関すること/産業観光課 ☎048(475)7360 固定資産税に関すること/課税課 ☎048(473)1135

市では、中心市街地活性化基本計画のもと、中心市街地全体における商業地としての活力の再生に向け、中心市街地エリアの対象区域で固定資産税を軽減します。

対象建築物 4月1日から令和10年3月31日までの間に新築または増築され、1階部分を商業施設などとした家屋

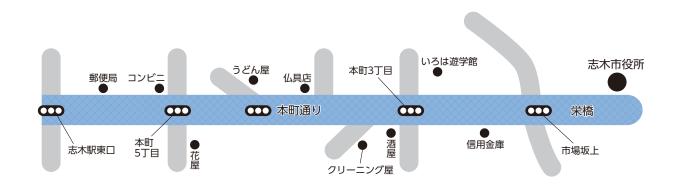
固定資産税の軽減期間 10年間

固定資産税の軽減率 2分の1

対象区域 志木駅前から市役所前の沿道に隣接する区域 (下図参照)

各階の用途	適用される軽減
1階商業スペース	固定資産税が10年間2分の1に軽減
2階居住スペース 3階居住スペース	従来から新築住宅軽減制度が適用

▲固定資産税の軽減が適用される例



## 「おくやみ窓口」を事前予約制で実施します

総合窓口課 ☎048(473)1495

市では、身近な人が亡くなり、悲しみや喪失感を抱えるご遺族の負担軽減を目的として、亡くなった人に関する手続きをワンストップで行う「おくやみ窓口」を事前予約制で実施します。

- とき 4月15日(月)から 10時~、14時~
- ▼予約は4月1日(月)から
- ▼土・日曜日、祝休日、年末年始を除く
- ところ 総合窓口課
- 対象市内在住で亡くなった人の家族
- 予約方法 希望日の7日前までに電話で、総合窓口課へ(受付:9時~16時30分)
- ▼当日窓口に来る人や続柄、対象となる手続きなどの確認を行います。
- ▼予約完了後、当日の持ち物などを郵送またはFAXで通知します。
- 持ち物 当日窓口に来る人の本人確認書類、通知された必要書類
- ▼当日窓口に来る人によって持ち物が変わりますので、当日窓口に来る人が予約時から変更となる場合は、事前に総合窓口課までご連絡ください。